

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

- これまで本県では、平成17（2005）年3月に策定した「島根県地域福祉支援計画」に基づき、各市町村における「地域福祉計画」策定に必要な情報提供や助言を行うとともに、福祉人材の確保や福祉サービスの提供に関する基盤整備に取り組んできました。
- その後、3回にわたる計画の見直しを行い、引き続き各市町村の地域福祉推進への取り組みを支援してきました。
- 国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、その取り組みの推進を図るため、「社会福祉法」が改正されました。あわせて市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 一方、県内においては、人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小や単身世帯・高齢世帯の増加などの傾向が続いており、家族や地域とのつながりは、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、さらに希薄化が懸念される状況となっています。

また、生活困窮、子どもの貧困、自死、ひきこもりなど地域社会が抱える地域生活課題は複雑化・多様化するとともに、ヤングケアラーなどの新たな課題の顕在化により、何らかの支援を要する人を地域全体で支えていくことの必要性はますます高まっています。
- こうした近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応するため、「第5期島根県地域福祉支援計画」を策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

### (1) 計画の位置づけと役割

- 平成12（2000）年の社会福祉法の改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、その推進方策として、市町村は「地域福祉計画」を、県は「地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進することが求められています。本計画も、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村の地域福祉計画の推進を支援する目的で策定するものです。
- 地域福祉の推進は、行政としては主として市町村が担っていく事項であり、県は、各市町村では対応が困難あるいは非効率な事項について、広域的な自治体としての立場からその役割を果たしていきます。

また、市町村主体という基本理念を前提としつつ、県域全体での地域福祉の考え方の定着やその推進を図るために、県としての基本的な考え方を示し、各地域の地域福祉の推進を支援するという視点も必要と考えています。

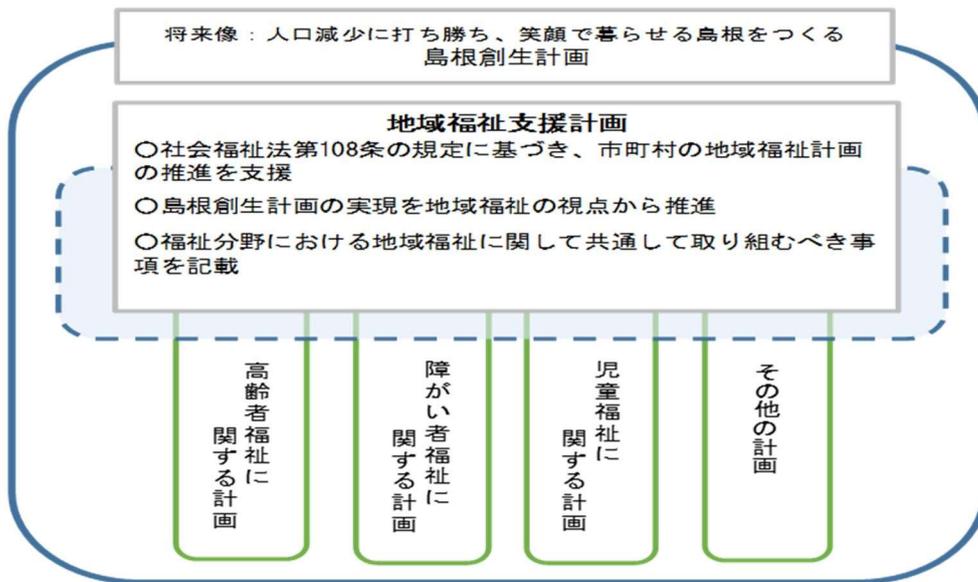
具体的には、社会福祉法において県計画に盛り込むべきこととされている事項を勘案し、以下の5つの内容を盛り込むこととしています。

- ・ 地域における「各福祉分野に共通する取り組み」の推進
- ・ 市町村の地域福祉の推進を支援するための「基本的な方策」
- ・ 社会福祉を担う人材の確保・資質の向上など、「人」の基盤整備
- ・ 福祉サービスを安心して利用できるための「サービスの質」や「利用者の権利保護」など、「サービス提供」に関する基盤整備
- ・ 市町村における「包括的な支援体制づくり」への支援

### (2) 他の県計画との関係

- 本計画は、上位計画である「島根創生計画」に掲げる基本目標を受け、地域福祉の視点から、基本目標の実現を目指すものです。
- 本計画は、各福祉分野が地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を記載し、「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業促進計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画、しまね青少年プラン、島根県子どものセーフティネット推進計画）」「島根県DV対策基本計画」「島根県障がい者基本計画」「島根県障がい福祉計画」「島根県障がい児福祉計画」「島根県自死対策総合計画」「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」など、個別計画と連携し、地域福祉の総合的推進を図るものです。

図1 島根県地域福祉支援計画の位置づけ



### 3 計画の期間

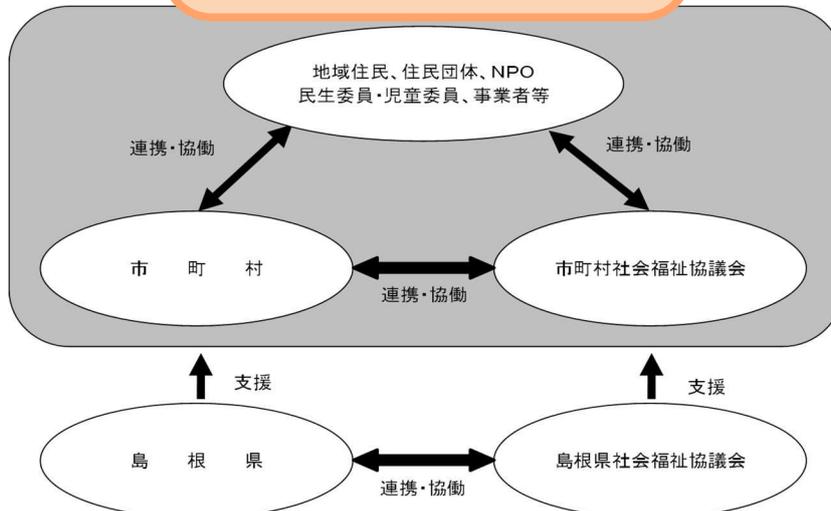
本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、社会情勢の変化などを踏まえながら必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 計画の推進と進行管理

他の県計画や各市町村地域福祉計画の進行状況を十分に把握しながら、関係部局、市町村および社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努めていきます。

また、計画の進行状況の管理については、島根創生計画の重要業績評価指標の達成状況を踏まえながら島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告、意見聴取などを行っていきます。

図2 地域福祉推進体制イメージ図



第5期島根県地域福祉支援計画の数値目標

「島根創生計画」 施策名	数値目標	令和5年度	令和11年度
施策Ⅱ-1-(2) 妊娠・出産・子育て への支援	県政世論調査における子育てし やすい県と回答した人の割合 【当該年度8月時点】	73.7%	83.0%
	放課後児童クラブ受入れ可能児 童数【当該年度5月時点】	11,245人	12,150人
	こころ事業の協賛店舗数 (累計)【当該年度3月時点】	2,101店	2,220店
施策Ⅳ-3-(2) 安心して家庭や仕 事に取り組むこと ができる環境づく り	こころカンパニー新規認定数 【当該年度4月～3月】	36件	50件
施策Ⅲ-1-(1) 小さな拠点づくり	生活機能の維持・確保のための実 践活動に取り組んでいる公民館 エリア数(累計) 【当該年度3月時点】	154エリア	172エリア
施策Ⅳ-1-(2) 地域で活躍する人 づくり	NPO法人の認証数(累計) 【当該年度4月～3月】	281法人	290法人
	ボランティア活動に参加してい る人の割合【当該年度8月時点】	23.9%	30.0%
施策Ⅴ-1-(1) 健康づくりの推進	自殺死亡率(人口10万対) 【前年度1月～当該年度12月】	18人口10万対	13人口10万対
施策Ⅴ-1-(3) 介護の充実	介護職員数 【前々年度10月時点】	16,564人	18,021人
	介護を要しない高齢者の割合 (65歳以上で要介護1～5以 外の者の割合) 【当該年度10月時点】	84.7%	91.0%
	通いの場への参加率(週1回以 上)(参加者実人数/高齢者人口) 【当該年度4月～3月】	3.8% (R4年度)	9.5%
	認知症本人交流会(本人ミーテ ィング)等が実施されている市町村 数【当該年度3月時点】	5市町村	8市町村

「島根創生計画」 施策名	数値目標	令和5年度	令和11年度
施策V-2-(1) 地域福祉の推進	コミュニティソーシャルワーカーの養成数(累計) 【当該年度3月時点】	618人	818人
	民生委員・児童委員の年間平均活動日数 【当該年度4月～3月】	176.2日	177日
	優良な自治会区福祉活動に対する表彰を受けた団体数(累計) 【当該年度3月時点】	52団体	77団体
	社会福祉法人が行う地域における公益的な取組数(累計) 【当該年度4月～3月】	1,150件	1,265件
	包括的な支援体制の整備に取り組む(地域福祉計画に記載している市町村含む)市町村数(累計) 【当該年度4月～3月】	11市町村	19市町村
施策V-2-(2) 高齢者の活動推進	県政世論調査で現在喜びや生きがいを感じているものがあると回答した70歳以上の者の割合 【当該年度8月時点】	82.2%	93.0%
施策V-2-(3) 障がい者の自立支援	あいサポーターの人数(累計) 【当該年度3月時点】	70,722人	116,000人
	精神病棟における入院後1年経過時点での退院率 【前年度3月～当該年度3月】	(R8.11 予定)	89.1%
	福祉施設からの地域生活移行者数(累計)【当該年度3月時点】	97人	137人
施策V-2-(4) 子育て福祉の充実	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 【当該年度3月時点】	93.3%	90.0%
施策V-2-(5) 生活援護の確保	母子世帯数及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	10.9%	12.2%